

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

分限事由	処分の種類			
	降給	降任	休職	免職
心身の故障のため、長期の休養を要する場合			3人	
刑事事件に関し起訴された場合				
合計			3人	

(2) 懲戒処分者数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

懲戒事由	処分の種類			
	戒告	減給	停職	免職
法令、条例等に違反した場合				
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1人
合計				1人

合計
3人
3人

合計
1人
1人